

親亀こけると 子亀もこける

不動産評価についてです。自用地価格の評価100%借地権割合70%、借家権割合30%とした場合、これが借地だったら

借地人権利価格 70%
地主の権利価格 30%
これが貸家用土地だったら
借家人の権利価格 21%
大家の権利価格 79%
これが借地上の貸家だったら
地主の権利価格 30%
借家人の権利価格 21%
借地人の権利価格 49%
となります。

二れを分析しますと、地代収受権 担保設定権をもつ地主の権利価格は常に土地時価の30%です。また、家とその敷地を利用する借家人の権利価格は常に土地時価の

21% ($70\% \times 30\%$) です。

土地の利用者としての借地人の権利価格〈借地権価格〉は70%ですが、借地人が土地利用形態を自用から貸家にすると土地利用権は家賃収受権と建物敷地利用権 (70% = 49% + 21%) とに分化してしまいます。

二ここで一つの疑問が湧きます。土地の完全な所有権価格100%や、借地人の完全な権利70%に対し、そこに借家人の権利が入り込むと制限された所有権価格、制限された借地権価格になります。そして、借地上に貸家を建てているような場合、借家人の敷地利用権によって侵食を受けるのは借地人の権利だけで、地主は権利価格が侵食されない

のはなぜか、ということです。

借家の敷地利用権21%による侵食は、

地主 $21\% \times 30\% = 6.3\%$

借地人 $21\% \times 70\% = 14.7\%$

というように地主も借地人も評価が変わることにならぬいか、という疑問です。

それは、借地上の建物を賃借している場合において、借地契約が賃料の不払い等のために解除されたとき、地主は建物所有者である借地人だけでなく、借家人に対しても建物の撤去と土地の明渡しを請求できるからです。その結果、借家人の建物の賃借権も、借地権の消滅とともにその存立の基礎を失い消滅します。

借地上の建物賃借権より生ずる借家人の敷地の利用権は借地人に及ぶものの土地所有者の地主には及んでいないので、それが評価の計算式に反映しているということです。

考
え
る
術
を
教
え
る
べ
き
で、
考
え
た
こ
と
を
教
え
る
べ
き
で
は
な
い。

(ドイツの指揮者 グルリット)



7日大雪、
22日冬至。
洗ふ誓子」
「歳暮やトラック滴るまで
何かと忙しい師走です。
間違いのないよう再確認を。

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 22年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

(地方税)

- | | |
|--|---|
| 10日
(翌年)
1月4日
(本年最終の給与支払日まで
地方条例による) | ○11月分個人住民税特別徴収分の納付
(特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告
○22年4月決算法人の中間(予定)申告

○固定資産税、都市計画税の納付 |
|--|---|